

内閣参質二一四第一〇号

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員山本太郎君提出石破茂首相の「原発」及び「徴兵制」についての発言に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出石破茂首相の「原発」及び「徴兵制」についての発言に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、非核三原則を守るとの基本方針を堅持することには変わりはない。

二について

一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であつて、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であるとは有事実であるとを問わず、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと解してきており、政府としては、現在においてもこの考えに変わりはない。